

## 里親支援事業業務委託仕様書

### 1 業務の目的

社会的養護が必要な児童の養育について、家庭に近い環境での養育を図ることができる「里親及び小規模住居型児童養育事業を行う者（ファミリーホーム）」（以下「里親等」という。）への委託を一層推進することが重要である。このため、里親支援機関を指定し、里親制度等普及啓発促進、里親研修・トレーニング、里親訪問等支援を実施する。

### 2 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

### 3 委託額（上限額）

金8,300,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 4 委託業務の内容

#### （1）里親制度等普及促進事業

里親支援機関及び里親制度の普及啓発を目的とした広報活動等を行い、里親の新規開拓を促進する。

- ・里親支援機関について、機関紹介のリーフレット（A4サイズ両面印刷、100部以上）等を作成・活用し、周知すること。
- ・里親制度の普及啓発の広報活動は、啓発リーフレット（A4サイズ三つ折り両面印刷、5,000部以上）を作成し、里親推進月間（10月）を中心に、講演会、説明会、街頭啓発活動等を10回以上実施し、地域や世代を問わず、県民に広く周知するように工夫すること。
- ・里親制度について、県民に広く理解を得られるよう内容及び手法を工夫して実施すること。
- ・各種リーフレット作成及び広報活動の実施に当たっては、事前に中央こども家庭相談センター及び高田こども家庭相談センター（以下「両こども家庭相談センター」という。）と協議及び調整の上実施すること。

#### （2）里親研修・トレーニング等事業

##### ①研修事業

以下のとおり、各種里親研修を企画し、及び実施し、里親の養育技術の向上を図るものとする。実施に当たっては両こども家庭相談センターと調整の上、年間の里親研修スケジュールを委託契約後速やかに提出するとともに、関係機関及び里親等が随時閲覧できる状態にすること。

なお、研修受講対象の里親等への周知方法等については、事前に両こども家庭相談センターと調整の上実施すること。

・ 養育里親研修及び養子縁組里親研修

研修対象者及び実施方法等は平成21年3月31日雇児発第0331009号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「養育里親研修制度の運営について」及び平成29年3月31日雇児発0331第37号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「養子縁組里親研修制度の運営について」により定められたものを一体開催とし、以下のとおり実施すること。ただし、研修の内容、講師選定、留意事項等は両こども家庭相談センターと調整の上決定すること。

ア 基礎研修（1回当たり2日間実施、研修受講者数20名程度）

1年に4回以上、うち1回は土日開催とする。

イ 登録前研修（1回当たり4日間実施、研修受講者数20名程度）

1年に4回以上、うち1回は土日開催とする。

ウ 更新研修（1回当たり1日間実施、研修受講者数10名程度）

1年に3回以上、うち2回は土日開催とする。また、委託歴のない里親については、養育実習を1日間実施すること。

※ア～ウに含まれる養育実習は、県内の乳児院、児童養護施設等へ研修受入れ調整を行うこと。また、ア及びイの養育実習については、同日に開催しても差し支えない。

・ 報告

研修毎に受講者の参加状況及び実施内容を両こども家庭相談センターへ報告すること。また、受講者が研修を修了した時点で、里親を所管する両こども家庭相談センターへ受講者の評価を含めた修了報告を行うこと。

② トレーニング等事業

児童を委託されていない里親又は児童の委託を控えている里親（以下「未委託里親等」という。）に対し、児童を委託された際に直面する様々な事例に対するトレーニングを実施し、養育の質を確保し、委託可能な里親を育成することにより、更なる里親委託の推進を図る。

・ トレーニング対象者は、未委託里親等を所管する両こども家庭相談センターに申請し、当該こども家庭相談センターが選定することとする。

・ トレーニングは1年に2回、概ね20名程度に行うものとする。

ア 未委託里親等の養育技術の習熟度の状況により、次の内容について実施すること。

（ア）未委託里親等における事例検討・ロールプレイ

（イ）外部講師による講義

（ウ）施設及び現在児童を委託中の里親宅への実習

イ 受託者は、両こども家庭相談センターへトレーニング状況を報告し、トレーニング修了後は、受講者の評価を含めた修了報告を両こども家庭相談センターへ行うこと。

- ・トレーニングの周知及び実施にあたっては、事前に両こども家庭相談センターと協議及び調整の上実施すること。

### (3) 里親訪問等支援業務

#### ①訪問支援

- ・両こども家庭相談センターからの要請に応じて、両こども家庭相談センターが里親等に児童の委託を打診する際に同行し、里親等との良好な関係を築くとともに、両こども家庭相談センターやその他の支援者と個別ケース検討会議を実施する等連携し、また、必要に応じて児童を受託するに当たって里親等へ研修等を行う。
- ・委託中の里親等に対しても、里親支援機関の役割を周知し、里親等が里親支援機関へ相談できるようにする。
- ・里親等を定期的に訪問し、子どもの状態の把握や里親等への指導・支援を行う。
- ・訪問回数、訪問日時及び訪問支援内容について、里親及び委託元の両こども家庭相談センターと十分調整を行うこと。なお、訪問回数は、里親委託された後2ヶ月間は2週間に1回、里親委託された後2ヶ月から2年後までは1ヶ月に1回、その後は4ヶ月に1回を目安として、両こども家庭相談センターと連携して実施できるよう体制を整えること。
- ・訪問実施後は、速やかに委託元の両こども家庭相談センターへ電話、メール等で実施内容を報告し、概ね1ヶ月以内に書面にて、委託元の両こども家庭相談センターに提出すること。ただし、里親の一時的な休息（以下「里親レスパイト・ケア」という。）又は措置変更等を検討しなければならない等早急な報告が必要な場合は、直ちに委託元の両こども家庭相談センターへ報告すること。
- ・訪問の結果、里親等及び児童の状況に応じてさらに訪問が必要と認められた際は、委託元の両こども家庭相談センターと調整のうえ、必要に応じて支援を行うこと。

#### ②里親レスパイト・ケアの周知及び調整

里親レスパイト・ケアについて里親に周知し、利用の申請があった際は、委託元の両こども家庭相談センターと協議の上、児童を受け入れる児童養護施設及び里親等の調整を行うとともに、レスパイト先となる里親等の相談にも適宜応じること。なお、レスパイト・ケアにかかる費用については、措置費として県こども家庭課から受入先の児童養護施設及び里親等に支払うものとする。

#### ③相談支援

里親等からの来所及び電話による相談に対応すること。また、下記の時間に相談できるように体制を整えること。

- ・平日 9時から18時まで
- ・土曜日または日曜日 9時から18時まで

## 5 業務実施体制

### (1) 従事者の選定

本業務の従事者をあらかじめ選定し、次のいずれかに該当する者を2名以上配置すること。また、訪問等支援事業に従事する職員についても、次のいずれかに該当する者を配置すること。

- ①社会福祉士
- ②精神保健福祉士
- ③児童福祉法第13条第3項各号のいずれかに該当する者
- ④里親、ファミリーホーム及び児童福祉施設において児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度等への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

## (2) 業務実施体制表

- ①統括責任者（従事者と兼任可）を選任するとともに、本業務を実施する際の業務実施体制表を企画提案書提出時に、県こども家庭課に提出すること。
- ②やむをえず従事者を変更する場合は、変更後の従事者体制表を県こども家庭課に提出するとともに、引継ぎ等を確実に実施すること。

## (3) 相談拠点等

相談拠点となる場所（以下「事業所」という。）を設置すること。

- ①事業所は里親等の利便性に配慮し、県内に設置すること。
- ②事業所は里親等が利用しやすいよう相談できる開所日時を下記の時間に設定すること。
  - ・平日 9時から18時まで
  - ・土曜日または日曜日 9時から18時まで
- ③里親等の来所による相談支援に対応できるように、事業所に相談スペースを設けること。
- ④事業所に里親支援機関専用の電話番号（直通電話）を設置すること。
- ⑤里親支援機関のホームページを作成し、及び運営し、里親制度の普及啓発、各種研修事業等について閲覧できる状態にすること。
- ⑥県は事業所を「里親支援機関（A型）」として指定するため、事業所には「奈良県里親支援機関」と表示すること。

## 6 その他

### (1) 業務実施に当たっての留意事項

各業務の実施に当たっては、両こども家庭相談センターと協議及び調整の上実施すること。

### (2) 実施場所

奈良県内

### (3) 対象者

里親研修・トレーニング等事業及び里親訪問等支援業務は、奈良県所管の里親名簿に登録された里親を対象とすること。ただし、両こども家庭相談センターが上記以外の里親等に委託した場合には委託先の里親等も対象とすること。

(4) 個人情報の保護

受託者は、個人情報の取扱いについて、別紙1「個人情報取扱特記事項」及び別紙2「情報セキュリティに係る特記事項」を遵守すること。

(5) 守秘義務

受託者は、本業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために活用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(6) 再委託の禁止

受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に請け負わせ、又は委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得た場合は、当該業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委託することができる。

(7) 事業実施報告

受託者は、委託業務終了後、その結果について、事業実施報告書及び収支決算書を作成し、県こども家庭課に提出すること。なお、事業実施の途中においても、県が報告を求めた際には、速やかに応じること。

(8) 別紙3「公契約条例に関する遵守事項」を遵守すること。

(9) 会議等への参加

受託者は、要請に応じ、両こども家庭相談センターが実施する里親委託等推進委員会等各種会議に参加し、里親等の現状を報告すること。

(10) 定例会議の開催

- ・ 県及び受託者相互間の綿密な連絡調整の場を設け、より良い業務となるよう、定例会議を開催する。
- ・ 定例会議は、契約期間内に3回程度、県こども家庭課と調整の上、実施すること。
- ・ 県から業務改善を求めた場合、受託者は速やかにこれに対応すること。
- ・ 定例会議を開催した場合は、受託者において議事録を作成すること。

(11) 業務の引き継ぎ

本業務の受託者が前年度から変更した場合は、業務開始前に前年度の受託者から業務の引き継ぎを受けること。また、本業務に係る契約の終了後、他社に業務の引き継ぎを行う必要が生じた場合には、利用者の利便性を損なわないよう必要な措置を講じ、円滑な引き継ぎに努めること。

(12) その他

- ・ 委託業務内容の効果的な実施のために必要な事項については、県こども家庭課と協議の上、定めることとする。
- ・ 本業務において研修会等を実施する際は、配布する資料等に委託者が奈良県であることを明示すること。

- ・本事業における費用については、記載がない場合を除き、3に記載の金額に含めるものとする。

## 7 担当部局

奈良県文化・教育・くらし創造部こども・女性局こども家庭課児童虐待対策係

TEL：0742-27-8605 FAX：0742-27-8107

(別紙1)

## 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用、提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複製又は複製の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複製し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約の事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(従事者の監督)

第8 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人にした知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査することができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除または、損害賠償の請求をすることができるものとする。

(別紙2)

## 情報セキュリティに係る特記事項

本業務委託の履行にあたり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に以下の事項については留意すること。

(認定・認証制度の適用)

- 第1 個人情報等を取り扱う場合、情報セキュリティ対策が確保されていること。  
2 ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得している場合は明示すること。

(情報へのアクセス範囲等)

- 第2 取り扱う情報の種類、範囲及びアクセス方法を明確にすること。(どの情報をどこに保存しているか、誰がどのようにアクセスできるのか明示すること。)

(再委託先の情報セキュリティ)

- 第3 個人情報等を取り扱う業務を再委託する場合は、元請けと同等以上の情報セキュリティ対策が確保されていること。  
2 ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得している場合は明示すること。

(情報セキュリティ事故発生時の対応)

- 第4 情報セキュリティ事故またはそのおそれを覚知した場合は、直ちに発注者側担当者に連絡するとともに、発注者と連携して迅速な対応を行うこと。

(電子メール利用時の遵守事項)

- 第5 インターネットメール送信時には、特に以下の点に留意すること。  
・送信先メールアドレスに間違いがないか十分に確認すること。  
・外部の複数の宛先にメールを送信する場合は、BCCで送信すること。  
・機微な情報を送信するときは暗号化すること。

(郵便等利用時の遵守事項)

- 第6 郵便やファックスを送信する場合は、送り先や内容に間違いがないよう複数人で確認すること。

(コンピュータウイルス等の不正プログラム対策)

- 第7 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等にはウイルス対策ソフトを導入するとともに、不正アクセスがないか監視すること。  
2 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等で使用するOSやソフトウェアは、常に最新の状態に保つこと。

(情報の持ち出し管理)

- 第8 仕様書等で定める場合を除き、奈良県の情報を外部記録媒体等で持ち出しすることを禁止すること。

(契約満了時のデータ消去)

- 第9 契約満了後、特記ある場合を除き、委託先端末等に保存されている個人情報等は完全に消去の上、消去証明書を提出すること。但し、契約期間内に、契約満了後も同事業を継続して契約することが見込まれる場合はこの限りでない。

(準拠法・裁判管轄)

- 第10 データセンターを利用する場合、データセンターが国内の法令及び裁判管轄が適用される場所にあること。

(契約満了時のアカウント削除)

- 第11 クラウドサービス等でその利用を終了する場合、アカウントが正式に削除・返却されたことを明示すること。

(サービスの設定)

- 第12 発注者または受注者が公開設定のあるサービスを利用する場合、適切に設定されているか確認すること。



(別紙3)

## 公契約条例に関する遵守事項

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
  - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。
  - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
  - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。